

芳賀赤十字訪問看護ステーション運営規程

(事業目的)

第1条 この規程は、芳賀赤十字訪問看護ステーション（以下「本事業所」という）において実施する指定（介護予防）訪問看護（以下「訪問看護」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及および運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する訪問看護は、利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 本事業所の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

- 2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。
- 3 感染症や非常災害の発生時においては、訪問看護を断続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 業務継続計画の策定
 - (2) 研修・訓練の実施
 - (3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

(事業所の名称及び所在地)

第4条 訪問看護の事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：芳賀赤十字訪問看護ステーション

- (2) 所在地：栃木県真岡市中萩二丁目10番地1 芳賀赤十字病院1階

2 本事業所に分所を置きその名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称：芳賀赤十字訪問看護ステーション 茂木事業所
- (2) 所在地：栃木県芳賀郡茂木町茂木1043-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、介護保険等の関連法令に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
主治医の指示に基づき適切な訪問看護の実施に関して、所属職員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 職員：常勤換算2.5名以上（うち1名は常勤職員）。理学療法士・作業療法士または言語聴覚士は必要に応じて配置する。看護師等と連携し訪問看護の範疇でリハビリテーションを提供する。
看護師等は主治医の指示書と居宅（予防）サービス計画（以下「（介護予防）ケアプラン」という）等に沿って（介護予防）訪問看護計画を作成し当該計画に基づき訪問看護を提供し実施事項等を訪問看護報告書として作成する。
- (3) 事務職員（兼務）：必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日を営業日とする。
但し、国民の祝日、7月1日の創立記念日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時00分から午後5時15分までとする。
- (4) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (6) 人生の最終段階におけるターミナルケア
- (7) 認知症・精神障害者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 本事業所は、基本利用料として医療保険関係法および介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けとるものとする。

また、利用者や家族に対し、費用の内容および金額については別途定める料金表によって説明を行い同意を得るものとする。

2 本事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けとるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

(1) 第6条第1項(1)で定めた営業日外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合(医療保険利用者のみとする)。

(2) 次条に定める通常の業務の実施地域を超えた場合の交通費：片道5kmまで190円、5kmを超える場合には5km毎に190円加算

(3) 訪問看護と連続して行われる死後の処置：10,000円

3 利用者や家族より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

4 訪問看護の開始に際し、利用者や家族に対し利用料並びにその他の利用料の内容および金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けとることとする。

(通常訪問看護を実施する地域)

第9条 通常訪問看護実施地域は真岡市、益子町、芳賀町、市貝町、茂木町の事業所の所在地から概ね半径20km以内とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等(介護保険利用者の場合は、当該利用者に係る介護保険事業者)に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講じるものとする。

(1) 指針の整備

(2) 感染対策委員会の開催

(3) 研修および訓練の実施

(苦情処理)

第12条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 本事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解をえるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための委員会の開催

(2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(3) 虐待防止のための指針の整備

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントへの対応)

第15条 本事業所の従業者に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政および居宅介護支援事業所に相談のうえ、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(その他運営についての留意事項)

第16条 本事業所は、従事者の質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても整備するものとする。

毎年職員の教育計画を立案し、職場内教育（病院）と平行し、職場外の継続教育を実施する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の従業者は、その同居する家族には訪問看護の提供はしないものとする。
- 5 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その訪問看護完結の日から5年間保管とする。
- 6 決算報告は、日本赤十字社医療施設特別会計を適用し、毎年3月31日決算による独立した収支決算書を作成する。
- 7 業務の助成について、会計・用度及び人事等事務的な業務の一部を病院に依頼できる。
- 8 この規定は、院内運営委員会の審議を得て、管理者及び病院及び病院長の承認により変更することができる。

附則

この規程は平成12年4月1日より施行する。

改正

この規程は平成17年12月15日から施行する。

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は平成21年7月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規程は令和2年12月1日から施行する。

この規程は令和3年6月1日から施行する。

この規定は令和6年6月1日から施行する。

この規定は令和6年10月1日から施行する。

この規定は令和6年11月30日から施行する。